

茨木市登録調査員制度要綱

（目的）

第1 この要綱は、国及び大阪府からの委託により実施する統計調査並びに本市が実施する統計調査（以下これらを「統計調査」という。）に従事する統計調査員（以下「統計調査員」という。）の候補者をあらかじめ登録することにより、統計調査員の確保及び資質の向上を図り、もって本市における統計調査の円滑な実施に資することを目的とする。

（定義）

第2 この要綱における用語の意義は、統計法（平成19年法律第53号）の定めるところによる。

（登録基準数）

第3 この要綱に基づき登録される統計調査員の候補者（以下「登録調査員」という。）の基準となる人数（次項において「登録基準数」という。）は、経済センサス - 活動調査の調査区の数に2分の1を乗じて得た数とする。

2 市長は、登録基準数を常時確保するよう努めるものとする。

（登録の要件）

第4 登録調査員の登録は、公募に応募し、又は個人若しくは団体からの推薦を受けた者で、次の要件のいずれにも該当するものについて行う。

- (1) 第5第1項の規定による申請時の年齢が20歳以上の者であること。
- (2) 責任をもって統計調査に従事することができる者であること。
- (3) 統計調査に従事することにより知り得た秘密を守ることができる者であること。
- (4) 税務、警察又は選挙運動に関係した業務に従事していない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同法第16条第3項に規定する密接関係者でないこと。
- (6) その他統計調査への従事に支障のない者であること。

（登録の手続）

第5 登録調査員としての登録を受けようとする者は、茨木市登録調査員登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、面接等により適当と認めた者について登録調査員として登録するものとする。

3 市長は、前項の規定により登録調査員として登録したときは、その旨を茨木市登録調査員登録済通知書（様式第2号）により、申請書を提出した者に通知するもの

とする。

（登録の期間等）

第6 登録の期間は、登録の日から起算して5年を経過した日以後における最初の3月31日（以下この項において「登録期間満了日」という。）までとする。ただし、登録調査員が登録期間満了日までに第7第1項に規定する登録の廃止の届出又は申出をしない場合は、当該登録期間を5年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 市長は、前項ただし書の登録の期間を延長するときは、あらかじめ茨木市登録調査員登録延長通知書（様式第3号）により登録調査員に通知するものとする。

（登録事項の変更及び登録の廃止）

第7 登録調査員は、申請書の記載事項に変更が生じたとき又は登録を廃止しようとするときは、茨木市登録調査員登録事項変更・廃止届（様式第4号）により、市長に届け出るか、又は申し出るものとする。

2 市長は、前項の規定による登録の廃止の届出又は申出があったときは、直ちに当該登録を廃止するものとする。

（登録の取消し）

第8 市長は、登録調査員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者の登録を取り消すことができる。

(1) 第4に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 統計調査員としての職務を怠り、職務義務に違反したとき。

(3) 統計調査員としてふさわしくない行為があったとき。

(4) 病気、転居その他の事由により統計調査に従事することが困難であるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨を茨木市登録調査員登録取消通知書（様式第5号）により登録調査員に通知するものとする。ただし、登録調査員の所在が不明である等の理由により、通知を行うことが困難である場合は、この限りでない。

（統計調査員の任命等）

第9 市長は、統計調査員の任命又は推薦をしようとするときは、登録調査員の中から行う。ただし、地域的な事情その他の事由により適任者を得られない場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の任命又は推薦をしようとするときは、あらかじめ統計調査の概要及び担当する地域を示し、登録調査員の意向を確認しなければならない。

（研修等）

第10 市長は、統計調査の円滑な実施に資するため、登録調査員が統計調査に対する理解を深め、統計調査への従事に必要な知識等を得ることができるよう、研修の実施又は統計調査に関する資料等の提供その他の方法により、その資質の向上に努め

るものとする。

(秘密の保持)

第11 統計調査に従事した登録調査員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。登録を廃止し、又は取り消された後も同様とする。

(氏名住所等の個人の基本的事項に関する情報の確認)

第12 市長は、登録調査員の経歴管理に必要な場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号の規定に基づき、意向確認書（様式第6号）により同意した登録調査員に係る情報に限り、氏名住所等の個人の基本的事項に関する情報を住民基本台帳により確認することができる。

(情報の提供)

第13 市長は、統計調査並びに統計功労者表彰及び調査員研修を実施するため、国又は大阪府から登録調査員に係る情報の提供を求められたときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条第2項第1号の規定に基づき、意向確認書（様式第6号）により同意した登録調査員に係る情報に限り、提供を行うものとする。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、登録調査員の登録について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月7日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年12月8日から実施する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

年 月 日

（申請先）茨木市長

茨木市登録調査員登録申請書

茨木市登録調査員の登録について、次のとおり申請します。

申請者	氏名	(ふりがな)	性別	男・女	生年月日	年 月 日
	住所	〒 ー (マンション名等)				
	電話番号	(自宅) ー (携帯) ー (携帯メールアドレス)				
調査時の移動手段 (複数選択可)		1 徒 歩 2 自転車 3 バイク 4 自動車 5 公共交通機関				
調査員の経験		1 あり (調査名：) 2 なし				
希望する調査の種類		1 特になし 2 世帯系調査 3 事業所系調査 4 農林業系調査 5 その他 ()				
調査可能地域 (複数選択可)		1 いずれの地域でも可能（清溪小学校区及び忍頂寺小学校区を除く。） 2 自宅から 2 km以上 3 自宅から 2 km以内（徒歩30分程度） 4 自宅から 1 km以内（徒歩15分程度） 5 山間部（清溪小学校区及び忍頂寺小学校区） 6 その他（希望する地域や希望しない地域など） ()				
調査に従事 できない時期		1 あり () 2 なし	仕事	1 あり ・勤務している曜日 () ・勤務時間 () 2 なし		

※ この書面により収集した個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理し、登録調査員制度に関する事務に限り利用します。

（市使用欄） 登録番号：
登録完了日：
面接実施日：
研修受講年度：
登録廃止日：
区分：HP・広報いばらき・紹介()

様式第 2 号（第 5 関係）

年 月 日

様

茨木市長

茨木市登録調査員登録済通知書

年 月 日付け登録調査員登録申請に基づき、茨木市登録調査員として登録
しましたので通知します。

なお、統計調査等に従事していただく際には、誓約事項を順守してください。

1 登録の期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 誓約事項

様式第 3 号（第 6 関係）

年 月 日

様

茨木市長

茨木市登録調査員登録期間延長通知書

年 月 日をもって、茨木市登録調査員の登録期間を延長しますので通知します。

登録の期間（延長後）

年 月 日から 年 月 日まで

様式第 4 号（第 7 関係）

年 月 日

（届出先）茨木市長

住所
氏名

茨木市登録調査員登録事項変更・廃止届

茨木市登録調査員の登録について、

次のとおり登録事項の変更

登録の廃止

を届け出ます。

氏名	(ふりがな)
住所	〒 — (マンション名等)
電話番号	(自宅) — (携帯) — (携帯メールアドレス)
調査可能地域	
備考	

※ 「登録事項の変更」の場合は、該当箇所のみご記入ください。
※ 「登録の廃止」の場合は、枠内の記入は不要です。

様式第 5 号（第 8 関係）

年 月 日

様

茨木市長

茨木市登録調査員登録取消通知書

次の理由により、登録調査員の登録を取り消しましたので通知します。

取消の理由

意向確認書

茨木市では、国及び大阪府が実施する統計調査に関連して、茨木市登録調査員登録申請書に記載されている氏名等の情報（以下「登録情報」という。）について、国又は大阪府から統計調査員の推薦等に伴う照会があった場合、統計調査が円滑に実施されるよう、登録調査員の意向に従い、当該機関に登録情報を提供することとしています。また、統計調査員の経歴管理に必要な場合は、氏名住所等の個人の基本的事項に関する情報を住民基本台帳により確認することとしています。

上記のことについて、あなたの意向をお伺いします。

上記のことについて同意されますか。
（1 又は 2 のいずれかに○をご記入ください。）

1	同意します。
2	同意しません。

年 月 日

氏 名

【趣旨】

登録していただいた個人情報の利用は、統計調査員に任命又は推薦する目的の範囲内で行うこととしています。統計調査等に関連して、登録情報を保有する市統計調査担当あてに国又は大阪府から照会があった場合、当該機関に登録情報を提供する場合がありますので、あらかじめ登録調査員の同意を得るものです。

また、統計調査員の経歴を管理するにあたり、氏名住所等の個人の基本的事項に関する情報が必要な場合は、住民基本台帳により確認を行う場合がありますので、あらかじめ登録調査員の同意を得るものです。